

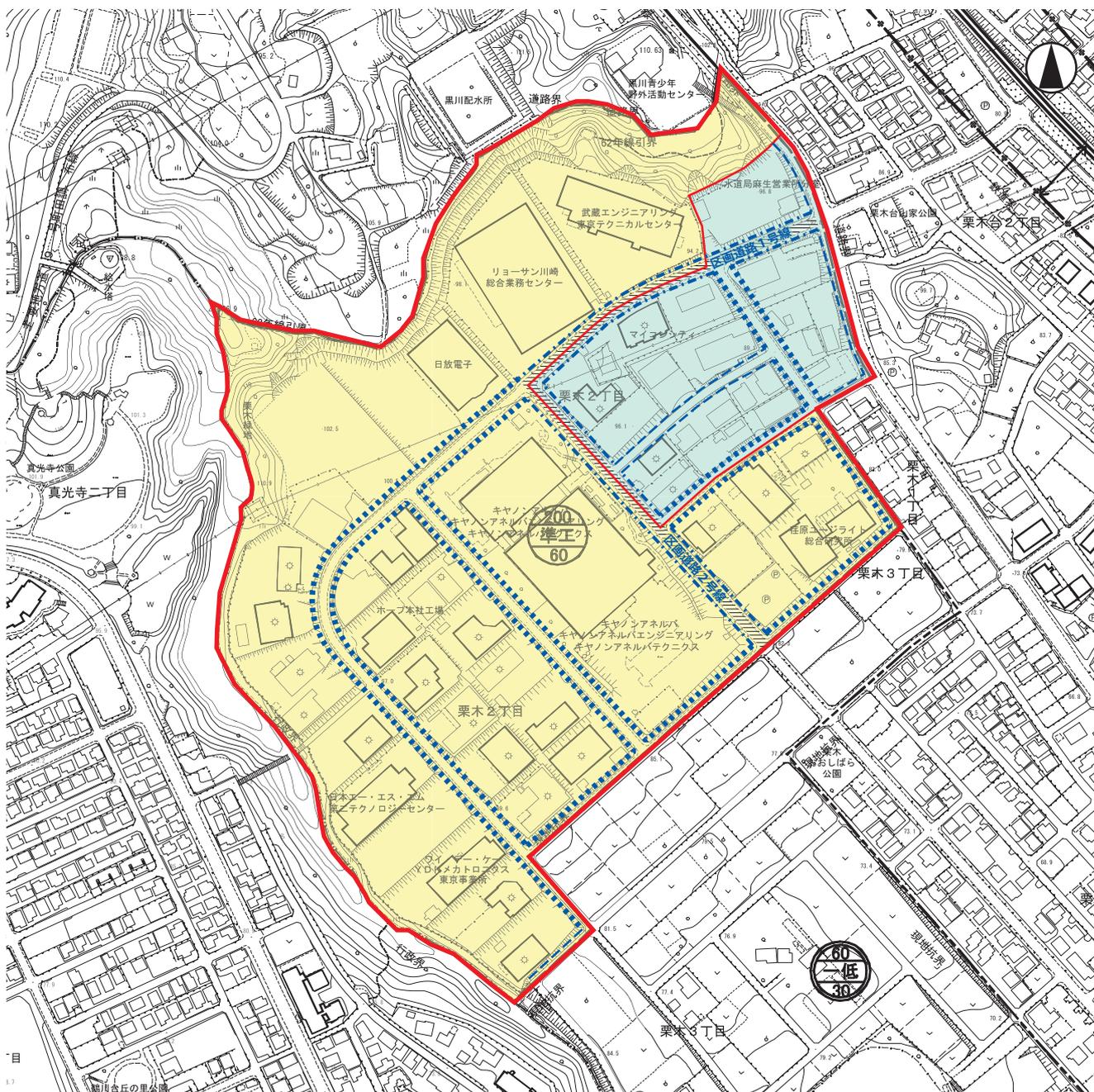
## 栗木マイコン地区地区計画

名 称	栗木マイコン地区地区計画	
位 置	川崎市麻生区栗木1丁目、栗木2丁目、栗木3丁目、栗木台2丁目及び黒川字宮添	
面 積	約21.7ha	
地区計画の目標	<p>「2001かわさきプラン」の都市整備構想において、小田急線新百合ヶ丘駅周辺から多摩線の一部を文化、研究・開発ゾーンとして位置づけ、文化、研究・開発施設の積極的誘導を図り、国際的な科学文化都市にふさわしい地域形成を目指している。この具体化の一環として、マイコン関連企業の研究・開発試作機能の集積を図るマイコンシティ計画を策定した。</p> <p>本地区は、小田急多摩線黒川駅に南側で近隣して組合施行の土地区画整理事業により開発された区域の一部としてマイコンシティ計画が展開されている地区である。</p> <p>本地区は、このマイコンシティ計画に基づいて、次に掲げる土地利用の方針のもとに研究・開発地区にふさわしい快適な環境と良好な景観を形成し、保全することを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区の土地利用を研究開発施設地区と関連施設地区とに区分し、それぞれ次の方針のもとに適正な業務地区としての環境を形成し、保全するものとする。</p> <p>研究開発施設地区—— マイコン関連企業の研究・開発・設計・試作施設等の立地を図るとともに緑に囲まれた快適な研究開発施設環境の形成保全を図る。</p> <p>関連施設地区—— 本地区内の管理・運営、就業者の福利・厚生、企業間の技術等の交流及び市民の文化・教育活動を目的とするセンター施設、これらを補完する利便施設並びに研究開発施設の立地を誘導し、健全な業務地区の形成、保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区内は、土地区画整理事業により幅員12m～4mの区画道路及び公益用地等が整備されており、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>研究開発施設地区—— 緑に囲まれた研究・開発・設計・試作施設の立地を図るとともに、周辺環境と調和した施設を配置するため、建物用途、建物敷地の最低限度等について必要な基準を設定する。</p> <p>関連施設地区—— 主として企業、就業者等の利便施設として公益、商業業務施設等を適正に配置するため、建物用途等について必要な基準を設定する。</p>
	緑化の方針	<p>緑ゆたかなまち並を形成するため、公共空間の緑化を進めるとともに、敷地内においては道路沿いに植栽帯を配置しながら緑化につとめる。また、斜面の自然緑地を保全する。</p>

地区施設の配置及び規模		区画道路1号線 幅員12m 延長 約250m 区画道路2号線 幅員12m 延長 約270m		
地区の区分	地区の名称	研究開発施設地区	関連施設地区	
	地区の面積	約17.8ha	約3.9ha	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 学校、図書館その他これらに類するもの（マイクロコンピューター等の先端技術関連の学校を除く。） 3 病院又は診療所 4 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6 ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 7 ホテル又は旅館 8 店舗又は飲食店 9 倉庫（建築物に附属するものを除く。） 10 騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのないマイクロコンピューター関連等の先端技術を活用する製造業に係る研究開発を主体とする工場以外の工場	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4 ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 5 ホテル又は旅館 6 騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのないもので、次に掲げる工場以外の工場 (1) マイクロコンピューター関連等の先端技術を活用する製造業に係る研究開発を主体とするもの (2) 地区内の利便を増進するための業務を行うもので、当該業務に係る店舗を有するもの	
	建築物の敷地面積の最低限度	1000㎡	——	
	壁面の位置の制限	道路境界線からの距離	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ2mを超える門若しくはへいの面から道路境界線までの距離は、道路の幅員により幅員12m以上については4m以上、幅員7.5m以上12m未満については3m以上、幅員6m以上7.5m未満については2m以上、幅員6m未満（歩行者専用道路等を除く。）については、1m以上とする。	
		隣地境界線からの距離	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1m以上とする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び独立して築造設置する屋外広告物は、美観、風致などを良好に保つため刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。		
垣又はさくの構造の制限	コンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもの以外のもので、ネットフェンス、生け垣などによるものとする。			

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

# 栗木マイコン地区地区計画計画図



凡 例		
	地区計画区域	
	研究開発施設地区	
	関連施設地区	
地区施設	道 路	
道路境界線からの距離		道路境界線から4m以上
		道路境界線から3m以上
		道路境界線から2m以上

※区域内で新たに築造された道路についても、その幅員に応じて、地区整備計画を定める壁面の位置の制限が適用されます。